

議第24号

高山市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例及び高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

高山市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例及び高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例及び高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(高山市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正)

第1条 高山市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例(平成19年高山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 高山市各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年高山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第2条、第6条関係)			別表(第2条、第6条関係)		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
教育委員会 委員長	月額 79,300円	高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。)に規定する市長等の旅費額に相当する額	教育委員会 委員	月額 63,200円	高山市職員の旅費に関する条例(昭和37年高山市条例第21号。以下「旅費条例」という。)に規定する市長等の旅費額に相当する額
教育委員会 委員	月額 63,200円				
農業委員会会長からスポーツ推進委員までにかかる部分 (略)			農業委員会会長からスポーツ推進委員までにかかる部分 (略)		
投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分 (略)			投票管理者から臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者までに係る部分 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在任する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き従前の例により教育委員会の委員として在職する間については、第2条の規定による改正後の条例の規定は適用せず、なお従前の例による。